

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中西印刷株式会社  
電話 (075) 441-3155

## 目 次

告 示	
○随意契約の相手方の決定 (自転車競技事務所)	ページ 41
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (南丹保健所)	42
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	43
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (〃)	44
○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃)	〃
○生活保護法に基づく指定施術機関の変更 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 (〃)	45
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 (〃)	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 (地域福祉推進課)	45
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止 (〃)	46
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定 (〃)	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の変更 (〃)	47
○救急病院である旨の告示 (医療課)	〃
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	〃

## 公 告

○令和4年度行政書士試験の合格者 (自治振興課)	〃
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (中丹広域振興局)	48
○大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見の概要 (南丹広域振興局、中丹広域振興局)	49
○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所)	50

## 正 誤

○令和5年1月26日付け京都府公報号外第2号中	〃
-------------------------	---

## 告 示

### 京都府告示第30号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

#### 1 業務の名称及び数量

京都向日町競輪場トータリゼータシステム改修等業務 一式

- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地  
京都府自転車競技事務所  
向日市寺戸町西ノ段5
- 3 契約日  
令和4年12月20日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
オー・ティー・エス技術サービス株式会社  
東京都杉並区阿佐谷南3丁目50番5号
- 5 契約金額  
38,060,000円

- 6 契約の方法  
随意契約
- 7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号



京都府告示第31号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項又は第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
亀岡市大井町並河若宮筋34の1、36の1、37、38の1、39の1（次の図に示す部分に限る。）	六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を京都府南丹保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。）



京都府告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
在宅支援みさ薬局おうばく店	宇治市五ヶ庄一番割73の1	金山 美沙	令 5. 1. 1
プラチナ訪問看護ステーション京都長岡京	長岡京市天神1丁目19の5	株式会社レイクス21	4. 12. 1
医療法人隆歩会あゆみ歯科クリニック京田辺同志社山手小木曾歯科診療所	京田辺市同志社山手1丁目1の1 フォレストモール京田辺内	医療法人隆歩会	4. 11. 24
サンドラッグフォレストモール京田辺薬局	〃 〃 1の1	株式会社サンドラッグ	4. 12. 1



京都府告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 アイン薬局宇治木幡店	宇治市木幡南端40の23	株式会社アインファーマシーズ	令 4. 12. 1
旧 リジョイス薬局宇治店			
新 社会福祉法人恩賜財団京都府済生会訪問看護ステーション	長岡京市下海印寺下内田101	社会福祉法人恩賜財団済生会支部京都府済生会	4. 6. 1
旧 社会福祉法人恩賜財団済生会京都府済生会訪問看護ステーション			



京都府告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
医療法人社団堀口医院	長岡京市開田3丁目6の19	医療法人社団堀口医院	令 4.12.10
医療法人メディカル・ウエルフェアーきゅうまウイメンズクリニック	木津川市州見台7丁目1の28	医療法人メディカル・ウエルフェアー	4.11.30



京都府告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
新 かんでんライフサポート株式会社	訪問介護・居宅介護支援	かんでんライフサポート宇治ケア	宇治市菟道田中20の1	平 29.7.1
旧 京阪ライフサポート株式会社				
新 ALSOKライフサポート株式会社	訪問介護・居宅介護支援・訪問型サービス（独自）	新 ALSOKライフサポート宇治ケア	〃	令 4.6.22
旧 かんでんライフサポート株式会社		旧 かんでんライフサポート宇治ケア		
新 かんでんライフサポート株式会社	通所介護・介護予防通所介護	かんでんライフサポート宇治デイサービスセンター	〃	平 29.7.1
旧 京阪ライフサポート株式会社				
新 ALSOKライフサポート株式会社	通所介護・介護予防通所介護・通所型サービス（独自）・通所型サービス（独自／定率）	新 ALSOKライフサポート宇治デイサービスセンター	〃	令 4.6.22
旧 かんでんライフサポート株式会社		旧 かんでんライフサポート宇治デイサービスセンター		
株式会社インファーマシーズ	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	新 アイン薬局宇治木幡店	宇治市木幡南端40の23	4.12.1
		旧 リジョイス薬局宇治店		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部京都府済生会	訪問看護	新 社会福祉法人恩賜財団京都府済生会訪問看護ステーション	長岡京市下海印寺下内田101	4.6.1
		旧 社会福祉法人恩賜財団済生会京都府済生会訪問看護ステーション		
新 OneStepCloser株式会社	訪問看護・介護予防訪問看護	いずみ訪問看護リハビリステーション長岡京	〃 花山1丁目36	4.11.1
旧 株式会社いずみサービス				
新 ALSOKライフサポート株式会社	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	ローズライフ高の原	木津川市相楽台9丁目1の5	4.6.22
旧 かんでんライフサポート株式会社				

京都府告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
かんでんライフサポート株式会社	居宅介護支援	かんでんライフサポート高の原ケア	木津川市相楽台9丁目1の5	令 3.12.31
〃	介護予防訪問介護	〃	〃	平 30. 3.31

京都府告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
熊本 翔太	桂東洋鍼灸整骨院	京都市西京区下津林南大般若町88 アルテハイム桂1F	令 4.12. 5
湯川 亨	湯川鍼灸院	宇治市開町26の26	4.12.12
荒田 安則	よさの鍼灸整骨院	与謝郡与謝野町字温江小字久ノ木14、12の4	4.12.13

京都府告示第38号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	変更年月日
立入 郁弥	新 はりきゅう・こはる 新	向日市寺戸町向畑52の7 今井ビル3F	令 2.11. 2
	旧 立入 郁弥 旧	〃 〃 西田中瀬2の2 ステーションフロント東向日2F3	

京都府告示第39号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
在宅支援みさ薬局おうばく店	宇治市五ヶ庄一番割73の1	金山 美沙	令 5. 1. 1
プラチナ訪問看護ステーション京都長岡京	長岡京市天神1丁目19の5	株式会社レイクス21	4.12. 1
医療法人隆歩会あゆみ歯科クリニック京田辺同志社山手小木曾歯科診療所	京田辺市同志社山手1丁目1の1 フォレストモール京田辺内	医療法人隆歩会	4.11.24
サンドラッグフォレストモール京田辺薬局	〃 〃 1の1	株式会社サンドラッグ	4.12. 1

京都府告示第40号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
新 アイン薬局 宇治木幡店	宇治市木幡南端40の23	株式会社 アインファーマシーズ	令 4. 12. 1
旧 リジョイス 薬局宇治店			
新 社会福祉法人 恩賜財団 京都府済生会 訪問看護 ステーション	長岡京市下海印寺下内田 101	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 京都府済生会	4. 6. 1
旧 社会福祉法人 恩賜財団 済生会京都 府済生会訪 問看護ステ ーション			

京都府告示第41号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
医療法人社団 堀口医院	長岡京市開田3丁目6の 19	医療法人社 団堀口医院	令 4. 12. 10
医療法人メ ディカル・ウ エルフェアー きゅうまウイ メンズクリニ ック	木津川市州見台7丁目1 の28	医療法人メ ディカル・ ウエルフェ アー	4. 11. 30

京都府告示第42号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
新 かんでんライフサ ポート株式会社	訪問介護・居宅介 護支援	かんでんライフサポート宇治ケア	宇治市菟道田中20の1	平 29. 7. 1
旧 京阪ライフサポート 株式会社				
新 ALSOKライフサ ポート株式会社	訪問介護・居宅介 護支援・訪問型サ ービス（独自）	新 ALSOKライフサポート宇治ケア	"	令 4. 6. 22
旧 かんでんライフサ ポート株式会社		旧 かんでんライフサポート宇治ケア		
新 かんでんライフサ ポート株式会社	通所介護・介護予 防通所介護	かんでんライフサポート宇治デイサー ビスセンター	"	平 29. 7. 1
旧 京阪ライフサポート 株式会社				

新	ALSOKライフサポート株式会社	通所介護・介護予防通所介護・通所型サービス(独自)	新	ALSOKライフサポート宇治デイサービスセンター	宇治市菟道田中20の1	令 4. 6. 22
旧	かんでんライフサポート株式会社	・通所型サービス(独自/定率)	旧	かんでんライフサポート宇治デイサービスセンター		
株式会社インファーマシーズ		居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	新	アイン薬局宇治木幡店	〃 木幡南端40の23	4. 12. 1
			旧	リジョイス薬局宇治店		
社会福祉法人恩賜財団済生会支部京都府済生会		訪問看護	新	社会福祉法人恩賜財団京都府済生会訪問看護ステーション	長岡京市下海印寺下内田101	4. 6. 1
			旧	社会福祉法人恩賜財団済生会京都府済生会訪問看護ステーション		
新	OneStepCloser株式会社	訪問看護・介護予防訪問看護	いずみ訪問看護リハビリステーション長岡京		〃 花山1丁目36	4. 11. 1
旧	株式会社いずみサービス					
新	ALSOKライフサポート株式会社	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	ローズライフ高の原		木津川市相楽台9丁目1の5	4. 6. 22
旧	かんでんライフサポート株式会社					



京都府告示第43号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	廃止年月日
かんでんライフサポート株式会社	居宅介護支援	かんでんライフサポート高の原ケア	木津川市相楽台9丁目1の5	令 3. 12. 31
〃	介護予防訪問介護	〃	〃	平 30. 3. 31



京都府告示第44号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
熊本 翔太	桂東洋鍼灸整骨院	京都市西京区下津林南大般若町88 アルテハイム桂1F	令 4. 12. 5
湯川 亨	湯川鍼灸院	宇治市開町26の26	4. 12. 12
荒田 安則	よさの鍼灸整骨院	与謝郡与謝野町字温江小字久ノ木14、12の4	4. 12. 13

京都府告示第45号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

Table with 4 columns: 施術者の氏名, 施術所の名称, 施術所の所在地, 変更年月日. Includes entries for 立入 郁弥 and 向日市寺戸町向畑52の7 今井ビル3F.

京都府告示第46号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

Table with 4 columns: 名称, 所在地, 認定年月日, 認定期限. Includes 医療法人社団洛和会洛和会丸太町病院.

京都府告示第47号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部砂防課及び京都府山城南土木事務所において縦覧に供する。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称

大野急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱1号と9号を結んだ線によって囲まれた土地の区域（平成21年京都府告示第514号で指定した急傾斜地崩壊危険区域を除く。）

Table with 2 columns: 所在地, 標柱. Includes 木津川市加茂町大野岩谷22 and 1号から9号まで.

公 告

行政書士法（昭和26年法律第4号）第3条第1項の規定により実施した令和4年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

Table with 3 columns: 受験番号. Lists examination numbers from 5110001 to 5110562.

5110582 5110616 5110622  
 5110643 5110648 5110655  
 5110665 5110673 5110678  
 5110682 5110690 5110692  
 5110694 5110695 5110697  
 5110702 5110713 5110724  
 5110737 5110740 5110760  
 5110766 5110780 5110814  
 5110815 5110843 5110845  
 5110851 5110861 5110862  
 5110867 5110880 5110908  
 5110925 5110929 5110935  
 5110938 5110944 5110946  
 5110985 5110989 5110995  
 5111021 5111083 5111084  
 5111086 5111099 5111101  
 5111121 5111126 5111136  
 5111165 5111182 5111183  
 5111194 5111201 5111208  
 5111211 5111256 5111258  
 5111274 5111301 5111343  
 5111353 5111416 5111430  
 5111487 5111503



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和5年1月27日  
 京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 J R 西日本不動産開発株式会社  
 大阪市北区中之島二丁目2番7号  
 代表取締役 藤原 嘉人
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ケーズデンキ東舞鶴店  
 舞鶴市浜町6の1ほか
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	J R 西日本不動産開発株式会社 大阪市北区中之島二丁目2番7号 代表取締役 國廣 敏彦	J R 西日本不動産開発株式会社 大阪市北区中之島二丁目2番7号 代表取締役 藤原 嘉人	令 4. 6. 17	代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社関西ケーズデンキ 水戸市柳町一丁目13番20号 代表取締役 杉本 正彦	株式会社関西ケーズデンキ 水戸市城南二丁目7番5号 代表取締役 杉本 正彦	4. 8. 1	住所の変更のため

- (2) 届出年月日  
 令和4年12月22日
- (3) 縦覧場所  
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間  
 令和5年1月27日から令和5年5月29日まで
- (5) 意見書の提出先  
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 J R 西日本不動産開発株式会社  
 大阪市北区中之島二丁目2番7号  
 代表取締役 藤原 嘉人
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヒマラヤスポーツ&ゴルフ福知山店  
 福知山市駅前町504番地ほか
- ウ 変更の内容

変更した事	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	J R 西日本不動産開発株式会社 大阪市北区中之島二丁目2番7号 代表取締役 國廣 敏彦	J R 西日本不動産開発株式会社 大阪市北区中之島二丁目2番7号 代表取締役 藤原 嘉人	令 4. 6. 17	代表者の変更のため

- (2) 届出年月日  
 令和4年12月22日
- (3) 縦覧場所  
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推

進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課  
 (4) 縦覧期間  
 令和5年1月27日から令和5年5月29日まで  
 (5) 意見書の提出先  
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

3(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
 JR西日本不動産開発株式会社  
 大阪市北区中之島二丁目2番7号  
 代表取締役 藤原 嘉人
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヤマダ電機テックランド福知山店  
 福知山市駅前町506番地ほか
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	JR西日本不動産開発株式会社 大阪市北区中之島二丁目2番7号 代表取締役 國廣 敏彦	JR西日本不動産開発株式会社 大阪市北区中之島二丁目2番7号 代表取締役 藤原 嘉人	令 4. 6. 17	代表者の変更のため
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社ヤマダデンキ 高崎市栄町1番1号 代表取締役 小林 辰夫	株式会社ヤマダデンキ 高崎市栄町1番1号 代表取締役 上野 善紀	4. 4. 1	

(2) 届出年月日  
 令和4年12月22日  
 (3) 縦覧場所  
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課  
 (4) 縦覧期間  
 令和5年1月27日から令和5年5月29日まで  
 (5) 意見書の提出先  
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により亀岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ALPLA亀岡コミュニティSC  
 亀岡市篠町野条上又11番地の1  
 2 届出者の名称及び住所  
 (1) 株式会社平和堂  
 彦根市西今町1番地  
 (2) 有限会社エヌ・ティープランニング  
 亀岡市篠町野条イカノ辻南34番地  
 3 意見の対象となった届出及び届出日  
 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出  
 令和4年8月29日  
 4 意見の概要  
 特に意見を有しない。  
 5 縦覧場所  
 京都府南丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課  
 6 縦覧期間  
 令和5年1月27日から令和5年2月27日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福知山市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 フレスポ福知山・京滋マツダ福知山店  
 福知山市字篠尾小字長ヶ坪115番7ほか  
 2 届出者の名称及び住所  
 (1) 大和リース株式会社  
 大阪市中央区農人橋二丁目1番36号  
 (2) 株式会社京滋マツダ  
 京都市南区吉祥院向田西町1番地  
 3 意見の対象となった届出及び届出日  
 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出  
 令和4年7月27日  
 4 意見の概要  
 特に意見を有しない。  
 5 縦覧場所  
 京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課  
 6 縦覧期間  
 令和5年1月27日から令和5年2月27日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により舞鶴市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス舞鶴白鳥店  
舞鶴市字森小字勘尻83番ほか14筆
- 2 届出者の名称及び住所  
株式会社コスモス薬品  
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号 第一福岡ビルS館4階
- 3 意見の対象となった届出及び届出日  
大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による新設の届出  
令和4年8月18日
- 4 意見の概要  
特に意見を有しない。
- 5 縦覧場所  
京都府中丹広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 6 縦覧期間  
令和5年1月27日から令和5年2月27日まで



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年1月27日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
長岡京市下海印寺北条40の1、41、42、43の1、43の6、市有地  
（関連区域）  
長岡京市下海印寺北条43の3の一部、43の4、下海印寺方丸6の7の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称  
長岡京市長法寺南篠谷4  
山下不動産株式会社

正 誤

令和5年1月26日付け京都府公報号外第2号中次のとおり訂正

ページ	欄	行	誤	正
1	左	下から6	京都府告示第28号	京都府告示第29号